

# 千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 1 千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画について

千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大防止」と「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」を達成するため、市内における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を定める計画であり、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「北海道行動計画」という。）に基づき策定する計画となっている。

国	新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (新型インフル等対策ガイドライン)		新型インフルエンザ等 対策特別措置法第6条
北海道	北海道新型インフルエンザ等対策行動計画		新型インフルエンザ等 対策特別措置法第7条
千歳市	千歳市新型インフルエンザ等対策行動計画		新型インフルエンザ等 対策特別措置法第8条

## 2 行動計画改定のポイント

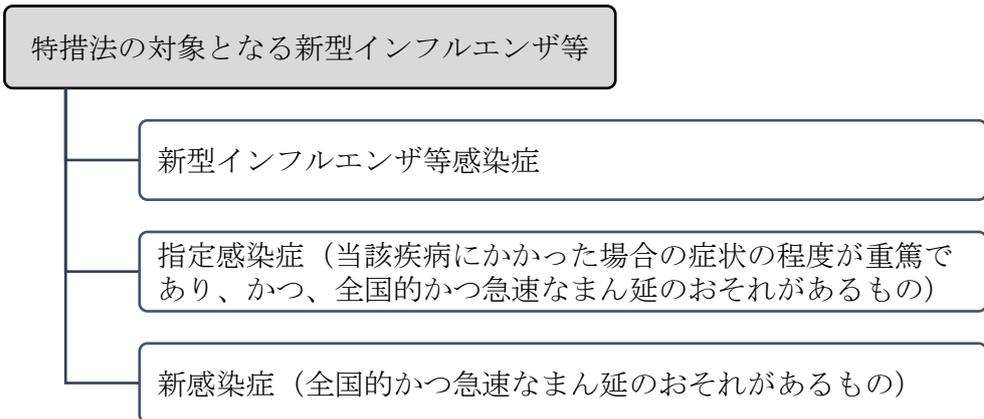
### (1) 計画改定の背景

令和6年7月、新型コロナ対応の経験等を踏まえ、約10年ぶりに政府行動計画が抜本改正され、北海道においても、政府行動計画の改定内容や北海道における新型コロナ対応の経験を踏まえ、令和7年3月、道行動計画が改定された。

本市においても、政府行動計画及び道行動計画に沿って、地域実情を踏まえたうえで計画の改定を行うこととする。

### (2) 行動計画の対象となる感染症

現在の市行動計画では、新型インフルエンザをメインに記載しているが、改定する市行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対象疾病を、特措法が適用される新型インフルエンザ等としている。



### (3) 対応時期区分の再設定

新型インフルエンザ等の対策は、状況に応じて講ずべき対応が異なることから、市行動計画では、あらかじめ対応の時期区分を設け、各段階において想定される対応方針や対策を定めている。改定する市行動計画では、国や道と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）にわけ、次の3つの対応時期を設定することとしている。

#### 【時期区分の再設定】

改定前	改定後
① 未発生期 新型インフルエンザ等が発生していない状態	① 準備期 国内外における新型インフルエンザ等の発生を 探知するまで
② 海外発生期 海外で新型インフルエンザ等が発生した 状態	
③ 国内発生早期 国内患者が発生しているが、全患者の接 触歴を疫学調査で追うことができる状態	② 初動期 探知して以降、政府対策本部が設置され、基本 的対処方針が実行されるまで
④ 国内感染期 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなっ た状態	
⑤ 小康期 患者の発生が減少し、低い水準でとどま っている状態	③ 対応期 基本的対処方針が実行されて以降

### (4) 対策項目の見直し

改定する市行動計画では、国や道が定める対策項目を基準に対策項目を見直し、市が実施すべき次の7対策項目について、対策項目ごとに、準備期、初動期及び対応期に分けて、考え方及び具体的な取組を記載することとしている。

対策項目
① 実施体制
② 情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>
③ まん延防止
④ <u>ワクチン</u>
⑤ 保健
⑥ <u>物資</u>
⑦ 市民生活及び社会経済の安定の確保

※下線部は新設項目

### 3 行動計画の概要

## 第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略（P3～P4）

新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、「感染拡大防止」と「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」の2つを主たる目的として対策を講じていくことを記載。

#### 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方（P5～P6）

新たな呼吸感染症等が流行する可能性も想定しつつ、行動計画の対象とする疾病を新型インフルエンザ等とすること、また、対応時期の設定について、国及び道と同様に「準備期」「初動期」「対応期」の3つの対応時期を設定することを記載。

#### 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ（P7～P9）

特定の感染症や過去の事例のみを前提とはせず、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとすることを記載。

#### 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項（P10～P12）

新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、次の7点に留意することを記載。

- ① 平時の備えの整理や拡充
- ② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
- ③ 基本的人権の尊重
- ④ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤ 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応
- ⑥ 感染症危機下の災害対応
- ⑦ 記録の作成や保存

#### 第5節 対策推進のための役割分担（P13～P15）

新型インフルエンザ等対策の推進にあたり、「国」「地方公共団体」「医療機関」「指定地方公共機関」「登録事業者」「一般の事業者」「市民」のそれぞれの役割分担を記載。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

### 第1節 市行動計画における対策項目等（P16～P19）

行動計画における7対策項目について、対策項目ごとの基本理念と目標を記載、また、複数の対策項目に共通する横断的な視点について記載。

#### 【対策項目】

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び社会経済の安定の確保

#### 【横断的視点】

- ① 人材育成
- ② 市、国及び道の連携
- ③ DXの推進

### 第3章 市行動計画の実効性確保等

#### 第1節 市行動計画の実効性確保（P20）

市行動計画の実効性を確保するため、新型インフルエンザ等への備えの機運の維持を図ること、関係機関と連携し実践的な訓練の実施に取り組むこと、国によるフォローアップや計画の見直しを踏まえ、市の行動計画見直しを進めることについて記載。

#### 第2節 市行動計画等（P21）

政府行動計画及び道行動計画の見直しを踏まえて、市行動計画の見直しを行い、市における取組を充実させていくことを記載。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

※時期区分を準備期、初動期及び対応期に分けて対策項目ごとに記載

章	対策項目	主な内容	
1	実施体制 (P22～P26)	準	実践的な訓練の実施、国及び道、関係機関等との連携強化
		初	市対策本部を設置し、初動対応を迅速に実施
		対	対応方針を決定し、緊急事態措置に関する総合調整を実施
2	情報提供・共有、 リスクコミュニケーション (P27～P30)	準	感染症知識の情報提供、リスクコミュニケーション体制の整備
		初	多様な媒体・機関を活用し、必要な情報を正確かつ迅速に提供・共有
		対	対策に対する理解を深め、市民が適切な行動をとれるよう促す
3	まん延防止 (P31～P34)	準	有事におけるまん延防止対策についての理解促進
		初	市民・事業者等に感染対策の徹底を要請
		対	まん延防止対策を実施し、感染拡大のスピードやピークを抑制
4	ワクチン (P35～P46)	準	接種体制の構築に向けた準備
		初	接種会場や医療従事者の確保など接種体制を構築
		対	構築した接種体制に基づき迅速に接種を進める
5	保健 (P47～P49)	準	千歳保健所との連携体制の構築
		初	千歳保健所の有事体制移行への協力・支援
		対	千歳保健所の対応業務支援、情報提供・共有
6	物資 (P50～P52)	準	感染症対策物資等の備蓄の推進
		初	協定締結事業者の備蓄状況を確認し、必要量を確保
		対	協定締結事業者の備蓄状況の確認、国及び道への物資確保要請
7	市民の生活及び 地域経済の安定 の確保 (P53～P59)	準	支援実施体制の整備、物資及び資材の確保、要配慮者への支援準備
		初	事業者や市民に対し、感染対策の準備等を呼びかけ
		対	事業者や市民への影響を緩和するため、必要な支援等を実施

※巻末資料に用語解説（P60～P66）